公益社団法人日本不動産学会
学術講演会審査付論文投稿規程

２０１３年４月１日制定
２０１４年３月１０日改訂
２０１５年１２月１０日改訂
２０１６年２月１２日改訂
２０１７年１１月１５日改訂
２０２５年４月３０日改訂

（適用）
第１条　この規程は、公益社団法人日本不動産学会（以下「本学会」という。）における学術講演会審査付論文（以下「論文」という。）の投稿に適用する。

（論文の種類）
第２条　論文は、その内容が不動産に関連するものであって、次の各号のいずれかに該当する未発表の完結した研究成果でなければならない。
一　研究論文
理論的または実証的な研究成果であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。
二　研究ノート
イ理論的又は実証的な研究成果であって、新しい知見を含むもの。
ロ既発表の研究論文を補足又は修正したもの。
三　報告
調査、計画、設計、施工及び現場の報告であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。

（既発表論文の応募範囲）
第３条　前条の規定にかかわらず、既発表の研究成果であっても、次の各号に該当し、学会誌への投稿のために内容及び構成を修正又は変更したものは、論文として投稿することができる。
一　シンポジウム、研究発表会、国際会議又はWeb等で梗概、速報又は資料として発表したもの。
二　大学の紀要又は研究機関の研究報告等で発表したもの。ただし、内部の審査を経ているものは除く。
三　国、自治体、業界又は団体の委託研究の成果報告書。ただし、応募者（連名者を含む）が著作権を有しないもの等、学会誌への掲載に支障のあるものは除く。

（重複投稿の禁止）
第４条　他学会の機関誌又は審査等に重複して投稿した論文は、採用しない。

（連続 投稿の禁止）
第５条　論文題目に連続性を示す数字等を付した論文、完結していない論文は受理しない。

（投稿資格）
第６条　投稿者は論文を提出するときに会員もしくは入会申し込みをした者であり、かつ入会後は審査終了までの期間、会員でなければならない。連名者のある論文を提出する場合には、連名者についても同様とする。
　２　投稿者又は連名者の入会が認められなかったときは、その論文は採用しない。

（論文執筆の方法）
第７条　論文は公益社団法人日本不動産学会学術講演会審査付論文執筆要領（以下「執筆要領」という。）に従って執筆しなければならない。
　２　執筆要領に従っていない論文は、受理しない。

（応募登録期限等）
第８条　論文の応募登録期限、方法等は、別途、公表する。

（審査登録料）
第９条　審査登録料は、「執筆要領」第6条に規定のとおりとする。

（受理）
第１０条　学術委員会は、公益社団法人日本不動産学会学術講演会審査付論文審査要領（以下「審査要領」という。）に基づいて、投稿された論文を受理するかどうかを決定し、その結果を投稿者に通知しなければならない。

（審査等）
第１１条　学術委員会は受理した論文について審査要領に基づいて、速やかに審査を開始しなければならない。
　２　受理した論文の審査期間等は、別途、公表する。

（審査結果の決定）

第１２条　学術委員会は審査した論文について、採用、条件付採用又は不採用の決定を行い、その結果を理由とともに投稿者に通知しなければならない。

２　学術委員会は条件付採用論文の投稿者に対して、修正要求及び再投稿期限を付して通知しなければならない。条件付採用論文が再投稿期限内に再投稿された場合には、改めて審査に付すものとする。

３　前項において、再投稿が講演会審査論文の出版に間に合わないと予想される場合には、期限内審査困難による不採用とし、一般論文発表部門へ変更する。投稿者が希望する場合、学会誌への審査付論文として審査を継続することができる。

（異議申立て）

第１３条　学術委員会のした不採用の決定に不服がある投稿者は、不採用通知の発送日から６ヶ月以内（郵便の場合は当日消印有効）に学術委員長に対して書面により異議申立てをすることができる。

２　学術委員会は、異議申立を受けた場合には、速やかに、不採用の決定の当否を再度判断し、本人に通知しなければならない。

３　学術委員会は、前項の結果を理事会に報告しなければならない。

（採用された論文の変更の禁止）

第１４条　投稿者は、採用された後に論文を変更することはできない。ただし、謝辞等の記入については、この限りでない。

（発表）

第１５条　学術委員会は採用を決定した論文について、学術講演会論文集に掲載しなければならない。

２　論文が採用された者は、原則、学術講演会で講演発表しなければならない。

３　学術委員会は不採用の決定をした論文については、投稿者から申し出がない限り、一般論文として学術講演会論文集に掲載する。

４　一般論文として学術講演会論文集に掲載される者は、学術講演会で講演発表しなければならない。

（修正論文）

第１６条　学会誌または学術講演会論文集（審査論文に限る）に掲載された論文について、掲載後に大きな修正が必要とされる場合には、同じ著者により修正論文を投稿することができる。修正論文を掲載することで、自動的に、修正前の掲載論文は無効となり、修正論文が代わって、審査論文として有効となる。修正論文は通常の新規論文と同等の審査を経ているものと同じ効果を持つ。そのために、必要ならば、新規投稿論文と同様の査読

過程を経る。掲載時には、修正論文であることが、最初の頁に明示される。

（その他）
第１７条　掲載される論文の著作権は、日本不動産学会「著作権取扱い規則」に基づき取り扱うこととし、掲載に伴い著作者から本学会に無償で譲渡される。
２　論文の別刷は有料にて頒布する。
３　論文及び異議申立て書の送付先は学会所在地とする。

附則
２０１３年４月１日より施行する。

附則
２０１４年３月１０日より施行する。

附則
２０１５年１２月１０日より施行する。

附則
２０１６年２月１２日より施行する。

附則
２０１７年１１月１５日より施行する。

附則
２０２５年４月３０日より施行する。